

【法令研修】虐待防止研修

実施日 年 月 日 事業所名

名前

目次

【法令研修】虐待防止研修

1

令和6年度の虐待の現状（こども家庭庁報告）

2

虐待の定義について

3

虐待を発見したら

4

終わりに

令和6年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数

福祉行政報告例を基にこども家庭庁において作成

○児童相談所における児童虐待相談対応件数とその推移・・・・・・・・・・ 1 頁

○児童相談所における児童虐待相談対応件数（対前年度比較、児童相談所設置自治体別） 2 頁

○児童相談所における児童虐待相談対応件数の虐待種別件数の推移・・・・・・・・ 3 頁

○児童相談所における児童虐待相談対応件数の経路別件数の推移・・・・・・・・ 4 頁

※ なお、平成27年度から令和3年度までの児童相談所における児童虐待相談対応件数については、一部の地方自治体から訂正を要する旨の報告があり、今後訂正を行う予定であることから、その結果によって変わる可能性があります。

児童相談所における児童虐待相談対応件数とその推移

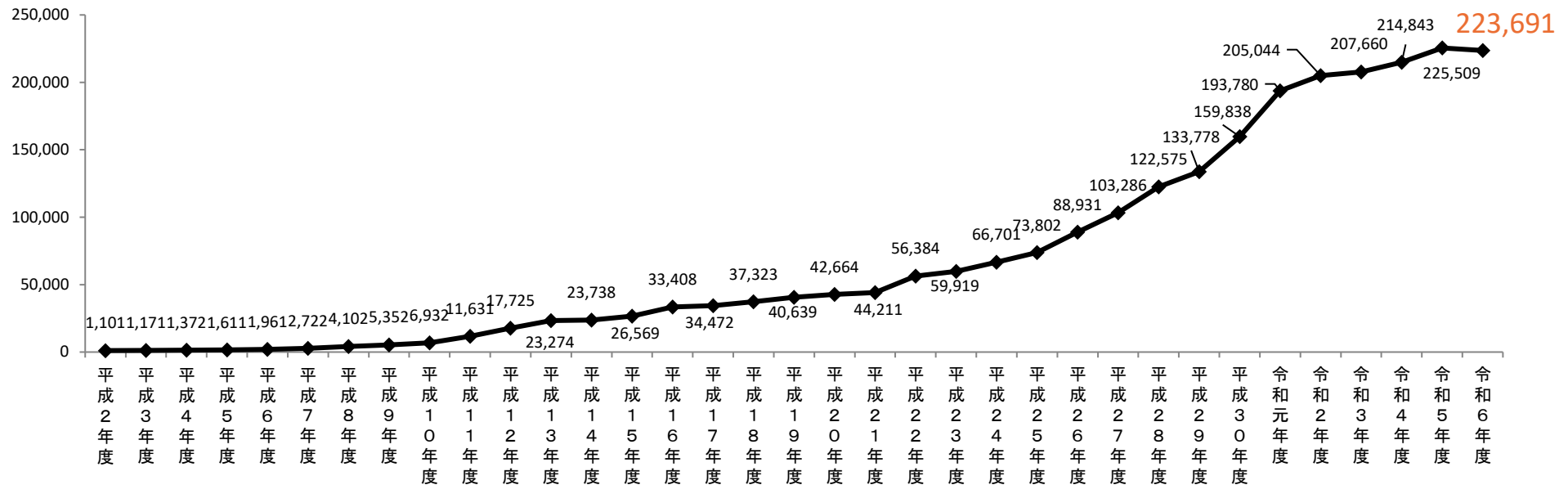
○全国236か所の児童相談所における令和6年度の児童虐待相談対応件数は 223,691件。

※ 対前年度比▲0.8% (1,818件の減少) (令和5年度:対前年度比+5.0% (10,666件の増加))

※ 児童相談所における児童虐待相談対応件数とは、児童相談所が相談を受け、援助方針会議等の結果、児童虐待と判断して指導や措置等を行った件数。

【主な傾向】

- 心理的虐待に係る対応件数が依然として最も多く、全体の6割近くを占めている。(令和5年度:134,948件(59.8%) →令和6年度:133,024件(59.5%))
- 相談経路は警察等からが最も多く、全体の半数以上を占めている。(令和5年度:116,649件(51.7%) →令和6年度:115,644件(51.7%))
- また、近隣・知人からの通告等による対応件数は減少(令和5年度:22,112件→令和6年度:19,841件(▲2,271件))している一方、学校からの通告等による対応件数は増加(令和5年度:16,583件→令和6年度:17,924件(+1,341件))している。



(注) 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843	225,509	223,691
+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%	+1.3%	+3.5%	+5.0%	-0.8%

児童相談所における児童虐待相談対応件数（対前年度比較、児童相談所設置自治体別）

	児童相談所児童虐待相談対応件数			対前年度比
	令和5年度	令和6年度	対前年度増減件数	
北海道	4,090	3,844	▲ 246	▲ 6.0%
青森県	2,414	2,380	▲ 34	▲ 1.4%
岩手県	1,838	1,847	9	0.5%
宮城県	1,928	2,114	186	9.6%
秋田県	634	610	▲ 24	▲ 3.8%
山形県	739	643	▲ 96	▲ 13.0%
福島県	1,908	1,868	▲ 40	▲ 2.1%
茨城県	4,134	4,233	99	2.4%
栃木県	1,745	1,852	107	6.1%
群馬県	1,832	1,748	▲ 84	▲ 4.6%
埼玉県	14,351	13,049	▲ 1,302	▲ 9.1%
千葉県	9,329	9,411	82	0.9%
東京都	19,488	17,799	▲ 1,689	▲ 8.7%
神奈川県	8,569	8,492	▲ 77	▲ 0.9%
新潟県	2,636	2,300	▲ 336	▲ 12.7%
富山県	1,054	923	▲ 131	▲ 12.4%
石川県	993	953	▲ 40	▲ 4.0%
福井県	1,028	843	▲ 185	▲ 18.0%
山梨県	1,418	1,366	▲ 52	▲ 3.7%
長野県	2,774	2,833	59	2.1%
岐阜県	2,725	2,982	257	9.4%
静岡県	1,961	1,756	▲ 205	▲ 10.5%
愛知県	7,073	7,289	216	3.1%
三重県	2,162	2,051	▲ 111	▲ 5.1%
滋賀県	2,689	2,590	▲ 99	▲ 3.7%
京都府	2,262	2,250	▲ 12	▲ 0.5%
大阪府	15,140	15,561	421	2.8%
兵庫県	5,828	5,671	▲ 157	▲ 2.7%
奈良県	1,417	1,426	9	0.6%
和歌山県	2,192	2,030	▲ 162	▲ 7.4%

	児童相談所児童虐待相談対応件数			対前年度比
	令和5年度	令和6年度	対前年度増減件数	
鳥取県	213	187	▲ 26	▲ 12.2%
島根県	354	293	▲ 61	▲ 17.2%
岡山県	721	732	11	1.5%
広島県	3,541	3,463	▲ 78	▲ 2.2%
山口県	852	742	▲ 110	▲ 12.9%
徳島県	1,181	1,201	20	1.7%
香川県	1,271	1,316	45	3.5%
愛媛県	1,542	1,583	41	2.7%
高知県	448	420	▲ 28	▲ 6.3%
福岡県	7,547	7,442	▲ 105	▲ 1.4%
佐賀県	1,024	1,084	60	5.9%
長崎県	1,261	1,301	40	3.2%
熊本県	1,210	1,069	▲ 141	▲ 11.7%
大分県	1,852	1,691	▲ 161	▲ 8.7%
宮崎県	1,791	1,987	196	10.9%
鹿児島県	2,655	2,496	▲ 159	▲ 6.0%
沖縄県	3,100	3,156	56	1.8%
札幌市	2,627	2,470	▲ 157	▲ 6.0%
仙台市	1,828	2,012	184	10.1%
さいたま市	3,121	2,732	▲ 389	▲ 12.5%
千葉市	2,409	2,652	243	10.1%
横浜市	9,606	9,365	▲ 241	▲ 2.5%
川崎市	4,163	4,316	153	3.7%
相模原市	1,883	1,652	▲ 231	▲ 12.3%
新潟市	1,629	1,450	▲ 179	▲ 11.0%
静岡市	832	694	▲ 138	▲ 16.6%
浜松市	761	713	▲ 48	▲ 6.3%

	児童相談所児童虐待相談対応件数			対前年度比
	令和5年度	令和6年度	対前年度増減件数	
名古屋市	3,490	3,371	▲ 119	▲ 3.4%
京都市	2,522	2,479	▲ 43	▲ 1.7%
大阪市	6,293	6,593	300	4.8%
堺市	2,060	2,473	413	20.0%
神戸市	2,857	3,199	342	12.0%
岡山市	789	750	▲ 39	▲ 4.9%
広島市	2,839	3,094	255	9.0%
北九州市	2,855	2,977	122	4.3%
福岡市	3,282	3,367	85	2.6%
熊本市	1,529	1,750	221	14.5%
横須賀市	1,036	940	▲ 96	▲ 9.3%
金沢市	652	673	21	3.2%
明石市	737	728	▲ 9	▲ 1.2%
奈良市	528	298	▲ 230	▲ 43.6%
港区	895	1,088	193	21.6%
品川区 ※2	-	461	-	-
世田谷区	1,648	1,736	88	5.3%
中野区	769	844	75	9.8%
豊島区	655	667	12	1.8%
荒川区	650	652	2	0.3%
板橋区	1,149	1,131	▲ 18	▲ 1.6%
葛飾区 ※2	534	1,301	767	143.6%
江戸川区	1,967	2,186	219	11.1%
合計	225,509	223,691	▲ 1,818	▲ 0.8%

※1 都道府県の件数には、指定都市・児童相談所設置市の件数を含まない。

※2 葛飾区は令和5年10月、品川区は令和6年10月に児童相談所を開設。

児童相談所における児童虐待相談対応件数の虐待種別件数の推移

○ 心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

	身体的虐待		ネグレクト		性的虐待		心理的虐待		総数	
平成25年度	24,245	(32.9%)	19,627	(26.6%)	1,582	(2.1%)	28,348	(38.4%)	73,802	(100.0%)
平成26年度	26,181	(29.4%)	22,455	(25.2%)	1,520	(1.7%)	38,775	(43.6%)	88,931	(100.0%)
平成27年度	28,621	(27.7%)	24,444	(23.7%)	1,521	(1.5%)	48,700	(47.2%)	103,286	(100.0%)
平成28年度	31,925	(26.0%)	25,842	(21.1%)	1,622	(1.3%)	63,186	(51.5%)	122,575	(100.0%)
平成29年度	33,223	(24.8%)	26,821	(20.0%)	1,537	(1.1%)	72,197	(54.0%)	133,778	(100.0%)
平成30年度	40,238	(25.2%)	29,479	(18.4%)	1,730	(1.1%)	88,391	(55.3%)	159,838	(100.0%)
令和元年度	49,240	(25.4%)	33,345	(17.2%)	2,077	(1.1%)	109,118	(56.3%)	193,780	(100.0%)
令和2年度	50,035	(24.4%)	31,430	(15.3%)	2,245	(1.1%)	121,334	(59.2%)	205,044	(100.0%)
令和3年度	49,241	(23.7%)	31,448	(15.1%)	2,247	(1.1%)	124,724	(60.1%)	207,660	(100.0%)
令和4年度	49,464	(23.0%)	34,872	(16.2%)	2,393	(1.1%)	128,114	(59.6%)	214,843	(100.0%)
令和5年度	51,623	(22.9%)	36,465	(16.2%)	2,473	(1.1%)	134,948	(59.8%)	225,509	(100.0%)
令和6年度	52,535	(23.5%)	35,612	(15.9%)	2,520	(1.1%)	133,024	(59.5%)	223,691	(100.0%)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

※ 1件の相談が複数の虐待種別に該当する場合は、主な虐待種別にのみ計上されている。

※ ネグレクトには、保護者以外の者(同居人等)による虐待行為(身体的虐待、性的虐待、心理的虐待)を保護者が放置した場合も含まれる。

児童相談所における児童虐待相談対応件数の経路別件数の推移

○ 児童相談所に寄せられた児童虐待相談の相談経路は、
警察等が最も多く、次いで近隣・知人、家族・親戚、学校からが多い。

	家族 親戚	近隣 知人	児童 本人	都道府県 指定都市・中核市			市町村		児童福祉施設		保健所・医療機関		警察等	児童 委員	学校等			その他	総 数
				児童 相談所	福祉 事務所	保健 センター	福祉 事務所	保健 センター	保育所	児童福 祉施設	保健所	医療 機関			幼稚園	学校	教育 委員会		
25年度	8,947 (12.1%)	13,866 (18.8%)	816 (1.1%)	4,835 (6.6%)	1,195 (1.6%)	375 (0.5%)	5,423 (7.3%)	292 (0.4%)	881 (1.2%)	799 (1.1%)	179 (0.2%)	2,525 (3.4%)	21,223 (28.8%)	225 (0.3%)	213 (0.3%)	6,006 (8.1%)	279 (0.4%)	5,723 (7.8%)	73,802 (100.0%)
26年度	9,802 (11.0%)	15,636 (17.6%)	849 (1.0%)	5,806 (6.5%)	1,448 (1.6%)	482 (0.5%)	5,625 (6.3%)	353 (0.4%)	906 (1.0%)	808 (0.9%)	155 (0.2%)	2,965 (3.3%)	29,172 (32.8%)	225 (0.3%)	259 (0.3%)	6,719 (7.6%)	278 (0.3%)	7,443 (8.4%)	88,931 (100.0%)
27年度	10,936 (10.6%)	17,415 (16.9%)	930 (0.9%)	6,372 (6.2%)	1,428 (1.4%)	429 (0.4%)	5,708 (5.5%)	339 (0.3%)	1,047 (1.0%)	678 (0.7%)	192 (0.2%)	3,078 (3.0%)	38,524 (37.3%)	179 (0.2%)	288 (0.3%)	7,546 (7.3%)	349 (0.3%)	7,848 (7.6%)	103,286 (100.0%)
28年度	11,535 (9.4%)	17,428 (14.2%)	1,108 (0.9%)	6,747 (5.5%)	1,499 (1.2%)	428 (0.3%)	6,174 (5.0%)	306 (0.2%)	947 (0.8%)	825 (0.7%)	203 (0.2%)	3,109 (2.5%)	54,812 (44.7%)	157 (0.1%)	248 (0.2%)	8,264 (6.7%)	338 (0.3%)	8,447 (6.9%)	122,575 (100.0%)
29年度	11,835 (8.8%)	16,982 (12.7%)	1,118 (0.8%)	6,328 (4.7%)	1,332 (1.0%)	457 (0.3%)	6,294 (4.7%)	273 (0.2%)	1,047 (0.8%)	999 (0.7%)	168 (0.1%)	3,199 (2.4%)	66,055 (49.4%)	131 (0.1%)	333 (0.2%)	8,605 (6.4%)	343 (0.3%)	8,279 (6.2%)	133,778 (100.0%)
30年度	13,492 (8.4%)	21,449 (13.4%)	1,414 (0.9%)	7,460 (4.7%)	1,345 (0.8%)	428 (0.3%)	6,986 (4.4%)	348 (0.2%)	1,397 (0.9%)	1,042 (0.7%)	216 (0.1%)	3,542 (2.2%)	79,138 (49.5%)	168 (0.1%)	406 (0.3%)	10,649 (6.7%)	394 (0.2%)	9,964 (6.2%)	159,838 (100.0%)
元年度	15,799 (8.2%)	25,285 (13.0%)	1,663 (0.9%)	9,313 (4.8%)	1,552 (0.8%)	467 (0.2%)	8,890 (4.6%)	396 (0.2%)	1,616 (0.8%)	1,255 (0.6%)	232 (0.1%)	3,675 (1.9%)	96,473 (49.8%)	148 (0.1%)	525 (0.3%)	13,856 (7.2%)	447 (0.2%)	12,188 (6.3%)	193,780 (100.0%)
2年度	16,765 (8.2%)	27,641 (13.5%)	2,115 (1.0%)	9,947 (4.9%)	1,466 (0.7%)	705 (0.3%)	8,265 (4.0%)	405 (0.2%)	1,607 (0.8%)	1,346 (0.7%)	233 (0.1%)	3,427 (1.7%)	103,625 (50.5%)	150 (0.1%)	479 (0.2%)	13,644 (6.7%)	553 (0.3%)	12,671 (6.2%)	205,044 (100.0%)
3年度	17,345 (8.4%)	28,075 (13.5%)	2,529 (1.2%)	9,584 (4.6%)	1,611 (0.8%)	808 (0.4%)	9,071 (4.4%)	309 (0.1%)	1,663 (0.8%)	1,183 (0.6%)	226 (0.1%)	3,608 (1.7%)	103,104 (49.7%)	135 (0.1%)	524 (0.3%)	13,972 (6.7%)	448 (0.2%)	13,465 (6.5%)	207,660 (100.0%)
4年度	17,840 (8.3%)	22,188 (10.3%)	2,716 (1.3%)	9,400 (4.4%)	1,722 (0.8%)	890 (0.4%)	9,988 (4.6%)	299 (0.1%)	1,821 (0.8%)	1,315 (0.6%)	189 (0.1%)	3,926 (1.8%)	112,311 (52.3%)	74 (0.0%)	535 (0.2%)	14,828 (6.9%)	472 (0.2%)	14,329 (6.7%)	214,843 (100.0%)
5年度	19,196 (8.5%)	22,112 (9.8%)	3,147 (1.4%)	9,605 (4.3%)	1,792 (0.8%)	945 (0.4%)	10,863 (4.8%)	319 (0.1%)	2,243 (1.0%)	1,290 (0.6%)	182 (0.1%)	4,279 (1.9%)	116,649 (51.7%)	74 (0.0%)	585 (0.3%)	16,583 (7.4%)	468 (0.2%)	15,177 (6.7%)	225,509 (100.0%)
6年度	18,792 (8.4%)	19,841 (8.9%)	3,394 (1.5%)	9,141 (4.1%)	1,724 (0.8%)	850 (0.4%)	11,455 (5.1%)	239 (0.1%)	2,224 (1.0%)	1,200 (0.5%)	166 (0.1%)	4,483 (2.0%)	115,644 (51.7%)	72 (0.0%)	657 (0.3%)	17,924 (8.0%)	443 (0.2%)	15,442 (6.9%)	223,691 (100.0%)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

▶ ついついやってしまいがちな例

他人と比べる

「〇〇くんはちゃんと手を洗って来たよ！！ 〇〇ちゃんもできるでしょ？」

ネグレクト

しゃべりかけられた（何回も同じことを聞いてきた）が、忙しい時間ですついで聞こえないふりをしてしまった

体調の確認を怠った

少し咳をしていたが、体調確認を怠った。（声かけ・検温をしない）

真似をする

面白い行動をしていたり、変わった話し方をしていたので、ついついもの真似をしてしまった

- ▶ “虐待” にあたると思うことを書いてみましょう

子どもにどなった

▶ “児童虐待” の定義

児童虐待とは、以下の4種類に分類されます。 ※ 児童虐待の防止等に関する法律 第二条

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など

性的虐待

こどもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティックバイオレンス：DV）、きょうだいに虐待行為を行う など

▶ “**虐待通報**” は義務です！！ ※児童虐待防止法第6条

児童虐待の通報（通告）は、すべての国民に**義務**付けられており、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに市町村、都道府県の福祉事務所、または児童相談所（189番）に**通告しなければなりません。**

虐待が確実になくても、疑いがある時点で通報義務の対象となり、守秘義務よりも通告義務が優先されます。

虐待が認定されたかに関わらず、通報者を会社が不利益（減俸・降格・異動等）に扱うことは**禁止**されています。 ※児童福祉法第33条の12第6項

- ▶ 今回学んだこと（感想等）を書いてみましょう



【法令研修】 身体拘束等適正化研修

実施日 年 月 日 事業所名

名 前

目次

【法令研修】身体拘束適正化研修

1

身体拘束適正化とは

2

身体拘束等の『等』とは

3

終わりに

▶ “身体拘束” の原則禁止

子供（児童福祉施設や保育施設等）に対する“身体拘束”は、原則禁止されています。これは「身体的虐待」に該当し、子どもの尊厳を奪う行為です。

原則禁止としつつ、緊急やむを得ない 3要件（切迫性・非代替性・一時性） を満たす場合のみ、一時的かつ最小限の範囲で認められます。

また、身体拘束をおこなった場合は、“利用者本人や家族に対しての説明”と、“時間・場所・様子・心身の状況・やむを得なかった理由の記録”が必要になります。

1

身体拘束適正化とは

▶ “やむを得ない3要件”とは

・切迫性

子ども本人または他の人の生命・身体が危険にさらされる可能性が非常に高いこと。

・緊急性

身体拘束以外に、方法がないこと。

・一時性

身体拘束が一時的であること。

上記3つを全て満たすと、やむを得ない場合に該当します！！

2

身体拘束等の『等』とは

- ▶ どのような行為が“身体拘束等”に当たるとおもいますか？

身体拘束等とは

です。

▶ 身体拘束等の『等』とは？

「身体的・物理的な自由を奪い、ある行動を制限または停止させるすべての行為」

フィジカルロック（身体的拘束）

紐などで体幹・四肢をベッド等に縛る。
ベッド柵（サイドレール）で囲う（自力で降りられない状態）。
車椅子から立ち上がれないようにテーブルを付ける、
または腰ベルトをする。
行動を抑制するつなぎ服を着せる。
ミトン型手袋で手指の機能を制限する。
自分で開けられない居室に隔離する。

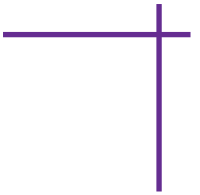
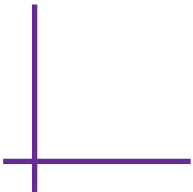
ドラッグロック（薬物による行動抑制）

行動を落ち着かせる目的で、過剰な薬物（精神安定剤など）を投与する。

スピーチロック（言葉による行動制限）

「座っててください」「ダメです」など、言葉で行動を抑制する。

- ▶ 今回学んだこと（感想等）を書いてみましょう

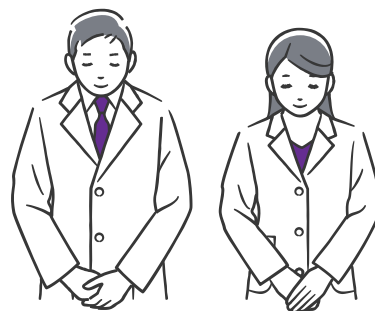


終わりに ...

これで『虐待防止・身体拘束適正化』研修は終わりになります。
虐待防止、身体拘束適正化ともに、支援が必要な人々の尊厳と
安全を守るための最優先課題です。

本研修後も、委員会等でしっかりと話し合い、ご利用者が、
安心して通える施設にしましょう。

ご視聴、ありがとうございました。





参考・引用資料

- ・こども家庭庁「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」
- ・こども家庭庁 HP「福祉行政報告例を基にこども家庭庁において作成した」資料

